

## 【委員会記録】

有持委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。(10時37分)

これより、商工労働部関係の審査を行います。

商工労働部関係の付託議案につきましては、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けるといたします。

## 【報告事項】

- 企業立地の状況について(資料①)
- 県立中央テクノスクール「多目的ホール」におけるネーミングライツのパートナー企業の決定について(資料②)
- 中国問題への対応について

酒池商工労働部長

この際、3点御報告させていただきます。

まず第1点目につきましては、企業立地の状況についてでございます。

お手元の資料1をごらんください。

株式会社ダーウィنز徳島コールセンターが、徳島市沖浜東の徳島Jビルにおきまして、10月9日からコールセンターを操業開始することとなりました。当初は25名でスタートし、将来的には200名規模を目指す予定でございます。

また、プライマル株式会社美波工房が、美波町文化交流施設におきまして、10月15日からシステム開発やデジタルコンテンツ制作事業を開始することとなりました。同事業所におきましては、将来的に10名程度の雇用を予定しており、県南部における雇用の創出並びに地域活性化を期待いたしております。

今後につきましては、地元徳島市及び美波町と連携し、両社の操業が円滑に進むよう支援を行いますとともに、引き続き積極的な企業誘致活動を展開し、県内経済の活性化と雇用の確保に取り組んでまいります。

第2点目につきましては、県立中央テクノスクール「多目的ホール」におけるネーミングライツのパートナー企業の決定についてでございます。

お手元の資料2をごらんください。

11月11日に先行供用を行います県立中央テクノスクールの多目的ホールにつきまして、ネーミングライツの募集、審査を行い、四国労働金庫をパートナー企業に決定いたしました。このたびのネーミングライツにおきましては5年間で300万円となっており、また愛称につきましては、ろうきんホールと決定いたしました。

第3点目につきましては、資料はございませんが中国問題への対応につきまして御報告をさせていただきます。

現在、尖閣諸島問題により日中両国間の対立が予断を許さない状況にある中、県進出企業や県人の皆様の安全・安心の確保を図るため、去る9月24日、中国問題対策会議を開催いたしました。会議におきまして

は、日本貿易振興機構、ジェトロなどの専門機関の情報や県上海事務所における現地の生の情報をしっかりと把握し、その情報を県のホームページや企業活動応援メールなどを通じ、県内企業を初め県民の皆様  
に情報発信を行いますとともに、県全体でしっかりと情報を共有することを確認したところでございます。

今後とも、企業を初め県民の皆様が必要といたします情報の発信に努めてまいりたいと考えております。  
報告につきましては、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

有持委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

森本委員

おはようございます。

中国戦略の問題が本会議でも再三取り上げられまして、今も若干御報告をいただきました。私も今まで再三委員会で、湖南省とのチャーター便については、大概に中止をきちっと決めていただきたいということ言  
ってまいりました。経済効果そのものに大変疑問を感じるところでありますし、今後の日中の情勢を考えた限  
り、当分の間は回復は無理だろうし、さらに悪化する可能性のほうが非常に高くなっている現状の中で、あ  
んまりいつまでもいつまでもこれをぶら下げることは、私はよくないと思うし、こうしたことに公費をますます  
た投入することに対しても大変疑問を感じます。

しかしながら、日本と中国の経済交流というのは、例えば中国との交流を断ったら日本経済はたちまち破  
綻をするというような状況です。貿易額でも 12 兆円ぐらいあるのかな。それが今、日を追って減ってきている  
ということで、日本経済そのものが大変厳しい状況になってきているというのがアメリカの新聞なんかでも指  
摘をされており、さらにそれに伴って中国経済そのものも沈んでいくのではないかと。日中の経済のつながり  
というのは、好き好かん別にして、非常につながりが濃いなあというのを改めて私も実感をいたしました。そ  
れで、徳島なんかも当然、例えば大手だったら大塚化学とかを筆頭に本当に小さな町工場まで、特に繊維  
関係は相当中国に進出をいたしております。また多分、徳島の小さな物産を中国に売っている方もたくさん  
いるんじゃないかと思うんです。

今後、私は上海事務所を中心に、そうしたのが減産減品にならんような努力をしていかなければなら  
ないなと思っております。日中の関係が悪いから仕方ないわでは済まんのが民間の考え方でありまして、私は政  
策的に湖南省とのチャーター便というのは大反対ですけども、民間の皆さんが頑張っていることは、やっぱり  
きちっと応援をしていかなければならないし、どんな理屈を言うても日中の関係を切り離したら日本経済はも  
たないし、地方経済も到底もたなくなるというようなことをいろいろ考えておりましたら、大変心配になってま  
いりました。

今こうした中で、ここ数年でもいいんですけど、徳島県の対中国貿易額とか、中国との経済活動の中で、ど

のぐらいのお金を生み出しとんかな。こんなことをちょっと考えておったんですけども、商工会とかいろいろなデータがありますけども、ちょっと持っているデータがありましたら何年か分を教えてくださいませんか。

福田グローバル戦略室長

具体的な総額というものは手にはしておりませんが、神戸税関の小松島支所管内におけます輸出の状況でございますけれども、本県から中国に向けての輸出が、額にして14億2,900万円、これは2011年分でございます。構成比にして8.3%。これが香港を除く中華人民共和国への輸出額というふうになっております。

森本委員

推移はどんな感じですか。ことしはもちろんわかってないんですけど、そのちょっと前くらいとか。

福田グローバル戦略室長

ちょっと今、手元に資料はございません。

森本委員

当然ふえてきておると思います。さらに県が力を入れておるので、上海事務所の開設とかそんなものもあるだろうから、当然ふえてきたんではないかな。輸出の分だけですけども、例えば大塚化学さんであるとか、鳴門のシャツや下着の丸久株式会社さんとか、スポーツウエアの日産常盤株式会社さんとか、皆ようけ行ってます。そんなのを考えたら、徳島経済の対中依存度っていうのは結構高いんじゃないかなと思っております。これだけ見て、14億円っていうのが多いか少ないか私には判断つかんのですけども、そうしたもろもろの大手、中小が向こうへ工場に進出していることを考えたら、相当依存をしていきつつあるんじゃないかなと思っております。ねえ黒崎委員さん、鳴門の丸久さんとかすごい率やったね、中国。そんなのを考えても、今のこの日中の状態が続いて、皆さんが操業危機にでもなれば、相当徳島経済にも打撃があるんじゃないかなと思う。

そういう意味で、向こうの操業しているところまで行って、頑張れ頑張れ言うわけにもいかんだろうし、ポートから守るわけにもいかんだろうけども、輸出は絶対に落ち込まないように頑張らなければならないという、湖南省ばかりに目を向けずに、小さなシイタケ1つ送るんでも県がやってあげるといふようなことを期待したいんですけども、今回こういう事態に及んで、上海事務所を中心に商工労働部としては、どんな対応を今後とられるおつもりでしょうか。

福田グローバル戦略室長

この日中関係の悪化を受けまして、今後の対応というようなことですが、まず、このたびの一連の日中関係の悪化によりまして、今、新聞報道等でさまざまな報道がなされております。検閲、通関手続の強化によりまして貿易の停滞でありますとか、日本製品の不買運動の高まりとかというようなところがございませぬ。商工労働部において関係企業等に照会しましたところ、例えばジェットロからの情報によりまして、中国の通関につきましては今現在、多少の停滞、おくれであるとか検査率の向上があるもの、おおむね各所とも

通常どおりというような報告もなされております。日本製品の不買運動につきましては、例えば上海事務所の報告によりますと、上海なんかではインターネット等でそういう動きはあるものの、日本製品がごっそり棚から落ちているとかいうようなことはなく、全然ないわけではなく一部には見受けられますけども、まだ日本製品が棚にあるというような状況でございます。

ただ、事態は非常に流動的ということでございますので、今後とも情報収集をしっかりと行ってまいりたいと考えております。中国へ進出している企業の動向につきましても、上海事務所を中心に、メール等で連携を密にしまして、中国は経済活動を行うときに中央政府というのが必ず出てまいります。そのときに上海事務所が徳島県の政府の代表として、進出していただいている企業のお力になればというふうに考えております。以上でございます。

#### 森本委員

話は若干戻りますけども、先ほどの輸出の 14 億円ね。これ例えば、細かいんでいいんですけど、どんなものが輸出されとるんですか。

(「こんな小松島の税関通っただけや何の参考にもならん」と言う者あり)

今、木南委員も言われてましたけども、小松島税関を通っただけっていうのはあんまり参考にはならんので、1つの目安にはなりませんので。またどんなものが出とるのか一遍教えてもらいたいので、まとめてもらいたいなと思います。

それとさらに上海事務所ね。いろいろ向こうに進出している企業の関係者に聞いたら、そんなに頼りにされていない部分を私はよく聞くんだけど、こんなときこそやっぱり県庁ときちっと連絡を取り合って、実質にこうした商業活動をしとる企業のために事務所の皆さんが足を運ぶ。大変よくない雰囲気とは思いますが、きちっと足を運んで、徳島の御商売をされている方たちのために一緒に闘ってあげるといような、事務所でおらんと足を運んで本当に商業活動を向こうでしていただきたいなあ。本庁のほうと本当にきちっと打ち合わせをして、やっていただきたいなと思っております。恐らくこれから、多分ことはふえることはないってようなことが日経新聞なんかにも載ってましたけども、これにかけとる中小企業もたくさんありますから、何とか守ってあげたいなと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

#### 小川観光国際局長

今、森本委員のほうから、徳島県の上海事務所が中国への進出企業に対して果たす役割というようなことをおっしゃっていただきました。

上海事務所ができましたのが御存じのように平成 22 年の 11 月ということで、まだ 2 年たっていないような状況でございます。その中で、徳島県の企業は古くから中国のほうに進出されて活発な企業活動をやられているということで、どうしても行政が行うより実際の生の経済活動に触れている企業のほうが、いろんな情報量も多いということがありまして、企業におかれましては、徳島県の上海事務所がまだしっかりしてないじゃないかというような感じがあるのはいたし方ないと思っております。しかしながら、私どもの職員も全力で上海のほうで地方政府でありますとか政府関係の情報については一生懸命聞き取りもやっておりますし、またこのような状況の中で、委員がおっしゃられましたように、徳島県進出企業とさらに連携を深めまして、本当

の意味で役に立つというか、何か徳島県が一生懸命自分たちの企業を守ってくれているんだなあということが実感できるように一歩でも近づくよう努力いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

黒崎委員

私も森本委員と同じ観点からの質問なんですけど、実際、いろんな産業で中国と取引されているところから、具体的な今の現状に対しての相談とかっていうのはあるのでしょうか。

福田グローバル戦略室長

今現在こういう状況を受けまして、本県企業のほうから私どものほうへ相談があったというようなことはございません。専門機関でありますジェトロ徳島のほうにも問い合わせたところ、今のところ相談はなくて、状況を見守っている状況なのかなというふうに話しております。以上でございます。

黒崎委員

今のところはないということでございますので少し安心はしとるんですが、今後、恐らく中国政府の対応次第でいろんなことが出てくると思いますので、上海事務所も含めて対応のほう、よろしくお願いいたします。していただけるという答えも返ってきたかに思います。

それとあと観光のほうのことを少しお伺いしたいんですけど、観光は行くのと先方から来るのと両方あるんですけど、観光のほうで今、中国との問題あるいは韓国との問題で、いろんな相談とか、あるいは現象とか出てきていると思うんですけど、そのあたりことをお願いします。

板東国際戦略課長

このたびの中国、韓国も含めてでございますけれども、そういった影響の中で、インバウンド・アウトバウンドの関係でどのような影響が出ているかという御質問でございます。

全体的な国のトレンドで言いますと、8月までしか現在統計が出てないんですけども、非常に堅調に震災前の数字を上回るような状況へ戻ってきていたところでございます。9月そして10月初頭というのは、国慶節という中国でいいますと非常に旅行が活発になる時期でもございますので、新聞等で報道されていますとおり影響がいろいろ出てくるのかなと思われているところでございます。

本県の状況におきましても、1月から6月までのトレンドしか数字がまだ出ていないんですけども、その間におきましては、国の回復状況と同様のトレンドを示しておりまして、チャーター便の効果が非常にあった分を除いても、かなり数字的にはふえているような状態で来ていたところでございます。そういった中で、今後の影響が懸念されるというところでございます。現在の状況について、一部聞き取り等も行ってみておるんですけども、アウトバウンドでお客様がキャンセルをしたいというようなお話が少しあったりとか、一部インバウンドの宿泊等でキャンセルが出ているというふうな話も出ております。今後ともそういった動き、情報を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

黒崎委員

ありがとうございます。もともとが京都とか東京とかと比べてそんなに大きな観光のパイがあるわけではないので、すぐに大きな影響が出るというふうなことではないのかもしれませんが。しかし、観光のほうも中国あるいは東アジア、どういうふうなくくりで対外的なものを考えるのかというのはあるんですけど、やはり中国からの観光客が明らかに減ってくる、あるいは、日本自体は韓国との観光が一番大きいように見受けるんですけど、そんなことで、いろんな影響が出てくるんだろうと思うんです。

そういった中で、引き続き観光政策のほうのことで本会議で質問させていただきました。対外的な面で落ち込む分だけ、国内観光をしっかり進めていかなければいけないというふうな考えておるんですが、御答弁もちょうだいいたしました。これから力を入れていくと。特に食という面でも力を入れていきたいと。いろんな体験型観光も考えていきたいというふうなことでございます。個別具体的なお話というのが代表質問の答えの中から出てきませんでした。そのあたりについて、心構え的にいかがでございましょうか。

柴田観光政策課長

黒崎委員のほうから、国内観光についてもしっかりとという御質問でございます。

さきの本会議でも知事からお答えしましたように、やはり最近の旅行者の動向といいますのは、単なる見るだけの観光から、いろいろ自然や文化あるいは食といったものを直接体感するということに興味を示す傾向にあるということで、本県においても、これまでもこうしたニーズに対応するべく、特に体験型観光は非常にニーズが大きくなっておりまして、取り組みを強化しているところでございます。この体験型観光ですけれども、農村とか漁村とか、そういったところに民泊するというのが特に人気の1つになってきておりまして、そういうことで教育旅行なんかも非常にここ最近大きく伸びを示しているところでございます。多くの学生さんが少ない人数に分散して、いろんな民家に泊まると。その家庭と一緒に食事をつくったり、農作業だったり、それを一緒に体験するというので、非常に貴重な体験になるわけですけども、こういったことは教育効果が非常に高いということもあろうかと思えます。

今後もこういった取り組みに、ニーズが高くなってきているので、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、民泊を初めとした受け入れ態勢、インストラクター研修だったり、受け入れ家庭の研修だったり、こういうものにしっかりと取り組んで、引き続き体験型観光というものを強気に推進していきたいというふうな考えております。

黒崎委員

徳島県の入り込み客数は、仕事で入ってくる人、観光で入ってくる人、全部足し込んだ数字で、たしか1,400万人とかって数字が出ておりました。この中で、実際に観光で来られている方っていうのは、どれぐらいで考えておいたらよろしいんでしょうか。数字は1,400万人っていうすごい数字なんですけど、実際に観光としてとらえているというのは、どれぐらいの数字をとらえていますか。

柴田観光政策課長

全体に占める観光ビジネス、観光の内訳ということでございます。

今、手元にしっかりとしたデータはございませんけども、約3割ぐらいというふうな数字が出ていたかと思えます。

黒崎委員

400万人以上の観光客が来られているということでございますので、その中で外国人観光客っていうのは恐らく2万人ぐらいでしょうか。あとほとんどが国内観光ということでございますので、これからますます観光の魅力をつくることによって、もっと前向きな戦略も立てられることになってくるのかなと思います。ぜひとも、そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。御要望を申し上げます。

それとあともう一つなんですが、知事が随分と力を入れてやられているDMVのことなんです。

県南のほうで実証実験をされました。阿佐東地域実証運行事業ということでやられました。これにつきまして、後でアンケート調査をした結果が今、手元にあるんですけど、非常に高い評価が返ってきておまして、その中で、今後どのようなことに利用すべきなのか、あるいは望ましい経由地、どんなところを経由したらいいのかというふうな、そんな問いに対しまして、観光施設を経由するようなことも大きくプラスになるだろうというふうなアンケート結果が出ております。DMVの運行に関しましては、基本的にはまだJR北海道がもう少し検証を重ねた結果が出なければ、なかなか運行にこぎつかないというふうなこともあるんですが、それをクリアして運行ができるようになった暁には、ぜひとも徳島県において観光ということとしっかりと結びつけてやっていただきたいなという、少しまだちょっと早いかもしれませんが、ぜひともこれも要望しておきたいと思えます。

柴田観光政策課長

済みません。先ほどの答弁で1点訂正をしたいんですけども、国内の入り込みのうちの観光客っていうことでしたけども、少し勘違いをしておりました。

宿泊統計が観光庁のほうから発表されておりますけれども、昨年であれば百九十数万人という宿泊者がございまして、これのうち観光で宿泊した割合が約3割ということでございましたので、訂正をさせていただきます。

それから今、DMVについて黒崎委員のほうから御要望がございました。

現在、関係部局のほうで実用化に向けて、ことしの冬にも試験走行なんかをしておるところでございます。このDMVの走行が実現されれば、当然いろんなところへの乗り入れということが可能になりますし、また車両自体も観光としての魅力があろうかと思えますので、実用化されれば、他局部と一緒に情報発信をして誘客に努めていきたいというふうに考えています。

黒崎委員

ぜひとも積極的に今から考えておいていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

それと引き続き、県内の経済的なことで少し御質問をしたいと思えます。

ちょっとこないだから暇な時間帯に、1982年、昭和57年ですね、1982年から2007年までの25年間の卸売業と小売業の業界が一体どのようになっているのか、それを少し調べてみました。そういたしますと、小売

業に至っては事業所数が1982年から2007年まで、1982年の段階で個人事業所というのは1万2,433事業所あったわけですが、2007年の段階では5,300にまで少なくなってきました。この個人事業所というのは、恐らく店舗を併設した事業所というふうなとらえ方で間違いないんだろうと思います。一方、小売業の法人事業所。これは3,000カ所ほどございましたのが、2007年には3,692と若干なりとも増加しております。それと同時に売り場面積を見ましたら、ふえてるんですね、これ。かなりふえております。これはやはり大型店舗が県内にかなり出店してきたからであろうかなと想定をしておるんですが、従業員数も個人事業所が7,000事業所ほど少なくなってる中で、1,000人ほどふえてるというふうな状況でございます。

こういった状況をちょっと今説明させていただいたんですけど、やはり大型店あるいは中型店の県外からの出店がふえた結果、個人事業所あるいは店舗が少なくなったというふうなことが言えると思うんですが、それについていかがでしょうか。そういう判断でよろしいのでしょうか。

#### 丸谷企業支援課長

委員のほうから、昭和57年から平成19年までの事業所の推移、とりわけ個人事業所の推移の要因ということで御確認がございました。

これは全国的にも同じような傾向がございますが、やはり個人事業者の場合、経営基盤が脆弱だということで、この四半世紀の間の消費動向の多様化、あるいはモータリゼーションの進展というものに対応できない、もう一つは後継者がいないというふうなことで、廃業あるいは倒産ということで、減っている要因があると考えられます。もう一方は、先ほども紹介がございましたけども、拡大する方向、法人化でありますとか、県としても共同化というものを進めてまいっておりますし、そういったことで大きくなるというふうなことも考えております。そういったさまざまな原因、先ほど委員からもございましたように、スーパーが立地しているという要因も確かにあろうと思います。そういったいろんな要因が重なり合って、こういった数字にあらわれているんだということで認識いたしております。

#### 黒崎委員

これが実際の数字でございますので、シャッター通りがふえてきたというのも、こういった状況を踏まえてのことなのかと、そう考えております。

経済活動という方向から見ると、徳島県内の各産業が幾ら県内で生産したのかっていう県内での総生産ですね。平成8年から平成21年までをちょっと拾ってみました。そんなに極端な違いはないんです。平成8年で2兆6,900億円ぐらい。平成21年で2兆6,400億円ぐらいです。ほとんど変わりがない。景気が悪いけど、よう頑張っているというふうに私は思います。それと比較するという意味合いで、個人事業税、法人県民税、法人事業税の税収がどないなつとるんだろうかというふうなことで、手元には昭和57年からあるんですけど、さっきの県内の総生産というふうなことで照らし合わせて平成8年から見てみたら、平成8年、個人事業税だけを見ましたら9億円ぐらいなんです。それが平成19年には5億9,000万円まで落ち込んでおります。法人県民税は53億7,000万円から47億9,000万円まで落ち込んでおります。法人事業税ももちろん、これは251億円いうところから243億円いうところまで落ち込んでおるんです。これだけ税金、税収が落ちている中で、総生産をちゃんとキープしているというふうなことを逆に考えれば、利益率が物すごい落ち

てきとんだらうかと、そんな思いがいたします。それはやっぱり地域の衰退、ひいては、商店というふうなことだけを考えれば、商店街のシャッター通り化というふうなことも強引なようですけど考えられるのかなと思うんです。

そんな中で、こないだから県内の過疎集落を対象にしてサテライトオフィスの誘致をやっておられるんです。これ今現在やられているので、どんな結果が出てくるのかという興味もあるんです。都市部においても商店街においては過疎なんです。本当にもうシャッター街になってまして過疎が始まっていると。まさにその真ただ中にあると考えていいと思うんですけど、今、中山間地のほう、過疎地のほうでやっている、こういった事業をむしろ都市部のほう、人口が多いとされている、今まで多いとされていたところでもやるようなことってどうなんでしょうか。それについてちょっとお答えいただければと思います。

丸谷企業支援課長

サテライトオフィスの取り組みでございますが、平成 23 年度から始まりまして、これまで9社立地しております。その立地企業のニーズといたしますか、感想をお聞きしましたところ、やはり自然が豊かな一方で、本県の特徴である隅々までブロードバンド環境が整っておる、そういう自然の中で都会の利便性が享受できるんだということが1つのニーズでございます。それともう一つは、何よりも地元の受け入れ体制、例えば神山町でありますと、以前から県外のいろんな職人さんとかを誘致してきた、そういういろんな歴史的な経緯がございます。そういった受け入れと環境が実って、こういう立地になったというふうに考えています。

委員からお話ございましたように、都市部でそういう動きができないかということでございますが、それもIT企業のクリエイターでありますとかデジタルコンテンツ産業でありますとか、いろんな業界がございまして、多分いろんなニーズがあるんだらうと考えております。そういったニーズにうまく合致して、しかもやはり地元の協力体制といたしますか誘致体制、そういったものが整えば可能性は大いにあるというふうに考えております。

黒崎委員

可能性はあるということでございますので、行政ができることっていうので、広く調査をかけたことってできると思いますので、今のサテライトオフィスの誘致の成果が具体的に上がってきた段階で整理されまして、全国に向けて、都市部ではあるけれども環境が比較的整っている、そういった都市部において商店街の中でできるような事業へのニーズの調査をぜひ具体的にやっていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

丸谷企業支援課長

委員のおっしゃるとおりでございます。我々としても、そういう中心市街地の活性化というのは非常に大切に重たい問題であると考えております。

そういったことで、1つの新しい流れとして、ICT企業とか、そういう新しい企業のニーズをつかまえるというのは非常に重要だと考えております。東京本部あるいは大阪本部と連携いたしまして、そういう企業ニーズをつかむ、あるいは今サテライトオフィスで立地されておる企業の人的ネットワーク、これは非常に広いもの

がございますので、そういったネットワークを活用するというようなことで、ニーズをしっかりとつかまえていきたいと考えております。

松崎委員

1点だけなのですが、お聞きをしておきたいと思います。

1つは、地震、津波によりまして沿岸部にある企業、工場が被災をする可能性が大変高いということで、これまで県議会の中でも議論が出されておったと思います。その中で提案として、内陸部への工場移転も必要になってきているのではないかとということで、県のほうとしては御答弁されたんではないかというふうに思っております。これからつくられるいわゆる震災対策の推進条例の中でも、どのように規定されるのかというのが注目される所なんです。中央構造線に関しては、かなり詳しい県の対応が本会議なども通して明らかにされているんですけども、私が住んでいる阿南のあたりの沿岸地域には、大小たくさんの企業がありまして、国がそういうことを打ち上げた関係で、議会のほうでも工場移転の問題が議論になってきているということなんです。

例えば工場移転をするに当たっても、どうしても移転が不可能な、大量に水を使う、沿岸部のところで必ずタンカー等に着岸してもらって資材をおろしてというような形で操業しなきゃならない企業もあるわけですし、この工場移転に当たっての業態、業種。それから規模にも関係するのかもしれない、規模の問題。といった対象企業をどのように現時点では考えられておるのかっていうのが1点。

工場移転の問題は、住宅の浸水対策等々があつて高台移転の問題も出てきておりますけども、現時点で希望される企業とか、団体を通しての問い合わせなどが現実の動きとしてあるのかないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

丸谷企業支援課長

地震防災の関係で、2点御質問をいただいております。

まず内陸部への移転ということで、どのような業種を想定しているのかということでございます。

やはり本県の工業立地といいますか企業立地の状況を見ますと、大変沿岸部に多うございます。業種はさまざまな業種がございます。そういったことで、とりたててこの業種を移転しなければならないというようなことは、県としては今のところ考えておりません。企業ニーズをしっかりと把握して、どういう企業がといいますか、企業ごとでもその状況によって違うと思います。先ほど言われましたように、水を大量に使うでありますとか、どうしても船で輸送する必要があるとか、そういうような企業ニーズがございますので、そういう企業ニーズに応じて私どもとしては対応してまいりたいと考えております。

もう一点の内陸部への移転の具体的な動きでございますが、今のところ若干御相談はございますけども、具体的な計画には至っていないというようなことで御理解いただきたいと思っております。

松崎委員

次に、内陸部へ工場を移転することになってきますと、予想されるんでは市街化区域ではまず難しいだろうかと、環境対策等々もありますから。そうすると農地を活用して工業団地を内陸部に移転すると、こう

ということになると思うんですけども、例えば農地法の中で農業委員会が許可するもの、それから面積により大臣許可の部分などという形であると思うんですが、今後の話になりますけども、県自体が内陸部に工業用地を造成して誘導するという考え方があるのかなのか、お聞きをしたいと思います。市のほうでも9月議会でいろいろ意見が出されたり討論されてきておるようですけども、なかなか市町村でそういう内陸部への工場誘致をするということについては大変難しいというような考え方が表明されておりますから、県が条例もつくり、内陸部への工場移転ということを打ち上げているわけなんですけども、県がそういう考え方があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

#### 丸谷企業支援課長

工業団地の新たな造成ということでございますが、工業団地を造成、開発いたします場合、県がやる場合は非常に大規模になります。そういったことで、用地の確保から開発に至るまで長期間にわたります。それからそれを販売するとなると、極めてリスクが高いものと考えております。そういったことで、なかなか企業を決めずに当てがなくて工業団地をつくるというのは非常に難しいと思います。一定の需要を見きわめた上でのオーダーメイド型でないと、これからはやはりそういう開発というのは難しいというふうに考えております。

#### 松崎委員

そうなってくると、個々の企業が内陸部へ移転するかどうか判断するというようなことになってくるケースもあろうかと思うんですけども、そういった場合に、どうしてもこの農地法の関係が出てくるということです。農業委員会のほうにも問い合わせはしてみたんですけども、まず優良農地というところはだめですよということになってきて、そしたら次の地域、小集団の未整備農地であったり、2種、3種というような、いろんな形の農地を買い上げてやるということになると、これまた企業リスクとしてはなかなか大変なことになってくるということになるわけですが、どんなんですかね。実際、都市計画上の決定区域の手続を、仮に誘導するとしたら、どういう手順でやろうというふうな考え方を持たれとんでしょうか。

#### 丸谷企業支援課長

具体的な事例が発生するごとに処理する案件であると思います。その事例事例によって変わってまいります。基本的には、開発する場合は、農林部局、県土整備部あるいは我々も入りまして、庁内連携しての土地利用対策会議がございますので、ここで審議するというふうな手続になります。まさに企業ニーズを踏まえて、個別個別で判断せざるを得ないというふうに考えております。

#### 松崎委員

個別にということのようですけども、そうしたら実際としては内陸部への工場移転というのはほとんど進まんのじゃないかなということが考えられるんですけども、本気になって、例えば震災対策推進条例の中で条例化されたときに、工場の移転という問題は企業誘致というか企業を支援する担当としたら、どういうふうな形で条例の文案っていうんですかね、臨まれようとするんですか。

丸谷企業支援課長

企業支援の立場からということですが、今、現実にもし相談がありました場合は、空き用地といいますが実際、民間の土地、あるいは市町村や県が持つておる用地がございます。そういったことで、工業用地として適地とされているところもストックとしてございますので、まずそれを御紹介するというのが1つであろうと。大規模になれば、大規模な開発ができるところを調整する、探すというようなことになろうかと思えます。

松崎委員

例えば農地法があって、企業の立地は大変難しいということがはっきりしていると思うんです。内陸部への移転の必要性というのは、趣旨としてはわかるんですけども、現実としてはなかなか難しいのではないかなあというふうに思うところがございます。今後、条例をつくっていく、また規則をつくっていく中で、震災対策というのが前面に出ていますから、どちらかという危機管理部が中心になって前へ前へ出ると。しかし現実の処理、企業の内陸部への移転等々の話になると商工労働部の所管になってくると。また都市計画になると県土整備部の関係になってくるといったような形で、各部をまたいだ相当の議論がしっかりなされないと、現実には沿岸部で仕事をされている企業主、またはその従業員っていうのは心配しているんです。一体どうなっていくんだろうなあ、どういう支援がされるんだろうなあというようなことを心配されていると思いますし、一たん退いたらその後その土地がどういうふうな利用になっていくのかなというようなことも含めて心配されていると思うんです。

今後の工場移転に関する支援の方法があれば、ひとつ考え方をお聞かせいただきたいということが1つと、県が行う場合には、それぞれ市などの農業委員会の許可がなくても事業展開できるというメリットを持っていますよね。やっぱりそうなると、市の側からは県が中心になって工場移転についての対応をしていく必要があるのではないかと。その場合には県の開発公社などが事業化するという方法しかないんじゃないかなと。市町村に任せる、また企業にそれぞれ勝手にやってくださいよといったときに、先ほど言ったような事業所の種類であったり規模であったり、いろんなところでひっかかって、そう簡単に農地法上の許可が出ないということで、結果的には内陸部への移転が進まないという心配も出てくるわけですけども、そこら辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

丸谷企業支援課長

今後の企業支援のあり方と工業団地についてでございます。

先ほども申しましたが、今、西長峰工業団地で3ヘクタール、それから工場適地として県内で8カ所、約77ヘクタールのストックという、もう農地転用の事前協議はされておる地域がございます。そういったところへの誘致というものをまず第一として考えております。そういった誘致をする中で大型案件が出てくれば、それに対応していくというふうなことになると考えております。

それから、県で開発してはというようなことでございます。県で開発する場合もやはりそれぞれ環境問題でありますとか、あるいはその農地を転用していいのかどうかということ、たとえ県であっても非常に調整

が難しい問題だというふうに考えております。ですから県だからといって、すぐ取りかかってすぐできるというようなものでもないというふうに私は思っております。そういったことで、先ほども申しましたようにリスクの高い事業でございますので、そこは慎重に検討していかなければならないというふうに考えております。いずれにしてもそういった、事業主体としては企業局というようなこともあるかと思っておりますので、そういったところと慎重に検討するというところで御理解いただきたいと思っております。

#### 松崎委員

当然のことだろうと思っております。行政も大きなリスクを抱えるし、企業もリスクを抱えると。地震、津波によって、すべての皆さんがリスクを抱えるということなんで、これからつくられる条例、そして規則等々をしっかりとしたものにしていかなきゃならんのではないかなというふうに思いますので、そののところだけ指摘をしておきたいと思っております。また条例案が出されてきた段階で議論に参加したいと思っております。以上です。

#### 達田委員

お尋ねをしていきたいんですが、1つは今回出ております障害者の雇用の促進等に関する条例なんです。事前委員会でも質疑がありましたけれども、これについてお伺いをしていきたいと思っております。

県が定めている障害者の雇用促進のいろんなことがあると思うんですけども、これを見ますと、第8条では行動計画をつくるということです。そして行動計画をつくる上で、あらかじめ、県民から広く意見を聴くものとするとかかれております。私、以前にも、御本人はもとより御家族とか、また県民の皆様の意見を広く聞いて、いいものができるようにという要望もさせていただいたんですけども、この意見の聞き方はどういうふうに行われているのか、またどういう集約をされているのか、そして行動計画っていうのがいつごろでき上がるのか、その点をお伺いいたします。

#### 新居労働雇用課長

障害者雇用促進条例に向けて県民の意見をどのように反映していくのかということでございます。

6月議会にこの雇用促進条例の骨子案を提案させていただきました。今回条例案ということでございます。その間の7月におきまして、県のホームページ上でパブリックコメント、条例の制定に当たって県民の皆さんの御意見をちょうだいしたところでございます。9人の方々から23件のコメントをいただきました。非常に条例をつくるのはありがたいというようなこと、また、この委員会でもいろいろと御指導をいただいたんですけども、効果のあるものにしていかないかんよというような御意見などをいただいたところでございます。そういうことを反映しまして、今議会で条例提案をさせていただいております。

委員がおっしゃいましたように、この条例の第8条で、行動計画について定めるときは、県民の意見を聞かないかんというようなことでございますので、この条例案を可決いただいた後、パブリックコメントですとか、あるいはまた雇用促進の県民会議がございますので、そういったところの御意見を踏まえて、現在の行動計画のありようを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

達田委員

パブリックコメントということで御意見をお伺いするっていうのはいいことなんです。広く御意見を聞いていただきたいと思うんですが、大体ホームページ上で、意見があったら寄せてくださいっていうふうに、いろんなパブリックコメントがそうってますけれども、県民の皆さんすべてが毎日毎日パソコンと向き合ってるっていうわけではないんです。ですから意見が出しやすいように、私、以前も言うたかと思うんですけれども、例えば学校ですね。支援学校とかいろんな場所があります。そういうところで、パンフレット等で、こういう意見を募集してるんですよっていうことがわかるような、そしてまた一般の皆さんにもそういうものが手元に届くような形で、パソコンを開けてくださいよじゃなくて、皆がじゃあ意見を出してみようかって思えるような、そういう周知の仕方をぜひしていただきたいなと。これはこれに限らず、ほかのパブリックコメントでもやり方をちょっと改めていただきたいなという思いがこもっているんですけども、これからということで、その点で広く意見をいただく工夫っていうのをぜひしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

新居労働雇用課長

委員のおっしゃるとおりでございます、多くの方々の御意見をいただくというのは、行動計画をつくる上で非常に重要なことだというふうに考えておりますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

達田委員

それから、とくしま障害者雇用促進行動計画っていうのは第2期っていうのがあるわけなんですけれども、これは平成23年度から25年度ということで決められております。中身が詳しく書かれているんですけども、今度、新しくつくられる行動計画で、今ある第2期のものと大きく変わるところっていうのがありましたら、お知らせいただきたいですし、どういうふうな趣旨でもって、骨となるものはどういうことかということぜひお知らせいただきたいです。

新居労働雇用課長

委員がおっしゃいました行動計画でございます。これは平成23年度から25年度までの3カ年ということで、第2期の行動計画というふうに位置づけております。今回の雇用促進条例の中で、これを条例上の行動計画とみなすということで提案させていただいているところでございます。

とにかく今回の条例の目的というのが、まず法定雇用率をクリアしたいという思いがあります。ということはイコール障害者の方の働きたいという思いを実現するということでございます。今の行動計画の中に数値目標というのが定められておりますけれども、それは法定雇用率を達成するということでございます。法定雇用率につきましては、来年の4月以降にアップされるということが既に決まっておりますので、そういった点も踏まえまして、数値目標を変えていく、あるいはそれぞれの、県あるいは事業者、個人の方々のお取り組みについても検討していきたいというふうに考えております。以上です。

達田委員

ということは、目標値が変わると。数字の面で変わるといえることがあるというわけなんですけれども、この中に、

各企業がどういう状況かということが載ってるんですけども、500人以上の規模の企業において法定雇用率達成企業の割合が低くなっている。今の状態ということで書かれているわけなんですけれども、平成22年までの数字が出ているんですが、やっぱり今も同じような状況なんですか。

そうしたらこの状況、小さい会社は頑張ってやってるんだけど、大きなところがやっぱりもっともって社会的な責任を果たしていただかないかんの違うかなと思うんですけども、その点について、これがもっとクリアされていくような取り組みっていうのはどういうふうにされるんでしょうか。

新居労働雇用課長

法定雇用率を達成していない企業への指導ということでございます。

これにつきましては、法の中でも罰則規定で納付金制度というようなものがございまして。達成してないところからは罰金を取るというような制度もございまして、それは労働局等の国のほうで指導していくということですので、そういうところとリンクしながら、県としても積極的に訪問するなどして、法定雇用率の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

達田委員

それと12条の中で、障害者支援施設等において生産活動等に従事する障害者の就労を支援するため、自ら率先して障害者支援施設等から物品を買い入れ、又は役務の提供を受けることに努めるということが書かれております。また、事業者に対して同様の措置を講ずるよう協力を求めるものと書かれております。こういうふうな活動っていうのは、今現在どういうふうに行っているのか。どういう物品を買い入れて、役務の提供っていうんですとどういふことがあるのか、具体的にちょっと教えていただけますか。

新居労働雇用課長

今現在、労働雇用課としては特に具体的に行動を起こしておりませんが、例えば他部局、管財課のほうでは授産施設からの消耗品の買い入れですとか、あるいは保健福祉部局でもこういったところへの支援と優先的な買い入れ、買い付け等を行っております。なお、それについては充実してまいりたいというふうに考えておりますし、委員がおっしゃられたように、事業者に向けても、そういうところに優先発注というのを啓発してまいりたいと考えております。

達田委員

今、いわゆる作業所で作業されて、いろんなものをつくったりとかして販売するという活動をしている方も多いんですけども、障害者の雇用っていうんですと、障害者雇用促進法に基づく一般就労、こちら側ですけども、それから障害者自立支援法などに基づいた福祉的就労。12条は、まさに福祉的就労にかかわっている方たちのことだと思うんですけども、こういうところで働いている方の場合は、工賃というのが物すごく安いわけなんですけども、全国平均はどのくらいで働いておられるんでしょうか。

新居労働雇用課長

工賃ということで、保健福祉部局のほうが工賃関係の業務担当しておりますので、ちょっと具体的な金額については承知しておりませんが、この12条の趣旨というのは、そういう授産施設、作業所等への発注をするということが、ひいてはそういう方々の工賃アップにつながるというふうに考えております。以上です。

達田委員

一生懸命1日作業所で作業されて、品物は違いますけども、いろんなものをつくるとか、そういうことをされても、全国平均で1万3,000円ぐらいと。それから1万4,000円とか5,000円、月ですよ。そういうので働いている方がたくさんいらっしゃるということなんです。それでしかも利用料を取られるということで、これはおかしいんじゃないかという声以前から上がってますけれども、こうした障害者の労働に関しましては、働くっていうことは労働力を提供しているわけですから、どんな場所でもどんな仕事をしたとしても、人間らしい価値が認められなければいけないと思うんです。ですから、社会支援の雇用制度を一本化していく必要があるんじゃないかと思うんです。

私は、県としても、そういう一方では物すごい安い工賃、一方では一般就労ということで、格差があるようなことではいけないと思いますので、そういうのも埋めていく方向づけが要るんじゃないかなあと思うんですけども、その点、県の考え方はいかがでしょうか。

新居労働雇用課長

そういう単価差があるというのは承知しておりますけども、ただ障害者の方の特性なり症状に応じて、一般就労が可能な方、あるいはできない方等、いろんなケースがあろうかと思えます。そういうところにつきましては、保健福祉部のほうでも平成24年度から障害者施策基本計画というのをつくっております、工賃倍増計画等、そういう就労支援に向けて取り組んでいるというところがございますので、そういうところと連携して進めてまいりたいと考えております。

達田委員

要望ですけど、障害者の障害の程度に応じて一人一人にちゃんとケアができて、そして働きやすい環境をつくっていく。そのことと、工賃に格差があるっていうのは全く別の話なんです。ですから、どういう場所ですという仕事をしていようと、人間としての価値が認められていく、そういう労働ができるように。そして、働いているのに利用料も払わないかん、苦しい生活をせないかん、そういうことでは困ると思うんです。ですから徳島県のこの政策が、すべての障害者の雇用が上向きになってきたと、いい方向に向いてきたと言えるような、そういう条例の運用の仕方をぜひしていただきたいと思っておりますので、要望しておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

もう一つ、これも事前委員会でお伺いしたことなんですけど、LED応用製品普及加速化事業についてお伺いをしたいと思います。

何でお伺いしたかといいますと、この名前が応用製品の普及事業じゃなくて、普及加速化事業となっております

ますのに、1,000 万円ですか。予算がちよっとこれで加速化できるのかなと不思議に思いましたもんですから、お伺いしているわけなんですけれども、この前の事前委員会で、どういう製品ですかということをお伺いしましたら、例えば街路灯、防犯灯、トンネル照明、公園の照明、病院の照明、学校の照明とか、いろんな照明を主におっしゃっていたんです。私はこの予算からいったら、何かちっちゃいものを買うのかなと思っていたんですけども、道路照明等ということなので、これで加速化するっていうのは、それと生きたショールームにすると、こういう予算で、何かどこかに生きたショールームって言えるようなものができるのかどうか、ちよっと不思議なんです。その点、もうちよっと具体的に教えていただけたらと思います。

黒下新産業戦略課長

今回、予算提案させていただいておりますLED応用製品普及加速化事業に対して御質問をいただいております。

今回、提案させていただいております予算が 1,000 万円で、その 1,000 万円の中で名前に合うような普及加速化ができるのかといったような御質問でございますけども、今回の事業につきましては、県内のLED関連企業が製造するすぐれた応用製品を県営施設に率先導入することによりまして、製品の性能を立証するとともに、それを県民を初め県外から訪れる企業関係者の方にも、その高い品質を御理解いただくと、こういうことによりまして製品の普及加速を図ろうとするものでございます。その目的としましては、県民の目につくところとか非常に特徴的な部分とか、そういうところに製品を設置することによりまして、その性能を評価していただくと。現在、工業技術センターのほうでも性能評価制度を進めておりますので、その高い品質をそういう場所に設置することによりまして証明していくという形で普及させていきたいと考えております。

達田委員

わかったようなわからないような、ちよっと具体的に絵が描けないんです、私の頭の中で、そう言われましても、具体的にどういうものなのか、どういうところに行ったらそれがちゃんと生きたショールームとして見られるのか。ショールームって言うんだから、見えるわけですよ。そういうのをちよっと具体的に、もうちよっと教えていただきたいんです。

黒下新産業戦略課長

どういうふうに設置するかということでございますけども、予算成立後、これから庁内でも十分検討しまして、関係部局のほうの御要望をお聞きする中で設置することになります。例えば、県営施設であれば、県外の方がお集まりになる玄関の一番目につく部分でありますとか、道路であれば、その特徴的な景観を有する部分に導入を図っていただくとか、こういう点につきまして、設置の導入場所を決定するに当たりましては、関係部局と十分に協議、検討させていただいて、より効果が上がるような設置方法をとりたいというふうに考えております。

達田委員

街路灯なんか、省エネの立場でどんどんと変えていっているという自治体もあるとお伺いいたしました。街

路灯とか防犯灯、トンネル照明など、非常に多く県内にあるわけですが、これがLEDに変わりますと、電力使用量もやっぱり減っていくということで、省エネという観点から非常にいいんじゃないかと思えますけれども、今回のお試し購入が、そういう方向で将来使われていく、そういう取り組みっていうのはされるんでしょうか。

黒下新産業戦略課長

普及させていく上で、どういう取り組みをしていくのかということでございますけれども、今回の製品導入は、県産素子を活用した応用製品であれば、そういう製品を設置していくような形になりますので、そういうすぐれた製品の性能を十分に証明していくということになります。これを踏まえまして、やはり県が導入することによりまして、県内の市町村でありますとか、県内の企業とか、そういったところについても、その製品のよさを御理解いただくようお願いになろうかと思っておりますので、そういったきっかけをとらえまして、県内にも普及させていただきたいというふうにも考えておりますし、その点のPRにつきましては、我々もしっかりとさせていただきますというふうにも考えております。

達田委員

街路灯なんかにつきましては、県内で1万灯ぐらいあるというふうにお伺いをいたしました。今、県土のほうで大体150灯ぐらいLEDに変えていくというような予算があるそうなんですけれども、それですと加速化事業というわけにはいかんんじゃないかなと思うんです。水銀灯をまず変えていくんだと。それでも大体7割ぐらいが水銀灯だということですので、この状態でいきますと、70年か100年ぐらいかかってでないと全部変えていけないんじゃないかなと思うんです。県内で本当に省エネの観点でLED製品を普及していこうというのであれば、加速をしているという、そういう実感があるような事業をしていかないかなと思うんです。

前の事前委員会では、企業のさらなる販路拡大につなげる、とくしまオンリーワンLED製品認証制度を創設しましたので、それをどんどんと広げていくんですよというような意味のことをおっしゃっておりますので、ちゃんとした制度として、このお試し発注の後、確立をしていくのかどうかという思いがあるんです。それは、この予算の説明書の中でも、お試し発注制度のネクストステージとして県内企業のLED応用製品を率先購入し、その高い品質を立証する事業を新たに創設すると書いてあります。ですから、そのネクストステージっていうのにちゃんとつながっていくという、そのためにも県民の皆さんがちゃんと見て、これはすばらしいと。だからつながっていくんだと。そういうのが要ると思うんですけれども、その点、はっきり見える形でできるのかどうかお尋ねしておきます。

黒下新産業戦略課長

私どもが進めております事業の目的も、まさに委員のおっしゃるとおりでございます。そこをねらって今回の事業の制度を創設しております。そういうことからして、制度の運用に当たりましては、その事業効果がしっかりと発揮できるように取り組んでまいりたいというふうにも考えております。

達田委員

省エネという立場でいきますと、安いものを入れれば早くつくわけです。それからリースの方式とか、いろいろあると思うんです。しかし県内の製品をまず使っていくという、その趣旨に私どもは賛同しているわけなんです。県内の企業を応援していこうということですね。

以前、丹生谷にトンネルができましたよね。県内の製品を使って照明をつけていただいたということでしたが、実はその前に、なかなかトンネルが抜けているのに通れんのだということで、どうしてこんなにえっと待たらないかんのぞというお問い合わせがあったんです。杉本委員のところにも、そういうお話があったんじゃないかと思うんですが、お聞きしますと、県内の製品をつけるので、ちょっと待っていただいとんずというところで、そうしたら地元の皆さんは、ああ、そうですかと。それはいいことだと。では待ちますということで、非常に理解していただいて、県内のそういうものを応援しているという気持ちが伝わってきたわけなんですけども、皆、そういう気持ちなんです。ですから、そういう製品で県内の街路灯等をどんどんと変えていくのであれば、理解も得られると思うんです。なかなか進まないような状態ではこれもいかんと思うんですが、スピード感を持ってという言葉がありますので、そのスピード感を持ってこたえていけるような状況になるのかどうか、その点だけ1点、お伺いしておきます。

黒下新産業戦略課長

どのようにしてスピード感を出していくのかという話でございますけども、この点につきましては、県のほうで導入することによって、県が公共工事としてすべてLEDに変えていくと、これも1つの進め方だと思うんですけども、今回の事業をきっかけにして皆さんが有効性、性能に気づいて、だんだん普及させていくと、そういう進め方も1つあるかと思えます。ただそうしていく中で、やはり本県が誇るLED関連企業の集積をしつかり生かす形で導入を加速化させていく必要があるというふうに考えておまして、そういった観点から、産業政策として、その部分は県下全体の、県庁の部局はもとよりあらゆる関係機関、企業の皆様、こういったお力をおかりしながら、一丸となってこれを進めていきたいというふうに考えております。

達田委員

では、よろしく願いいたします。

最後になるんですけども、私は徳島市ではないので詳しいことはちょっとわからなくて申しわけない点もあるんですが、旧の経済センターにつきまして、その付近の方から問い合わせがございましたので、私も見てまいりました。どういう問い合わせかといいますと、この経済センターが耐震化ができていない建物なのでということで移ったはずなのに、いつまでもこれどないしとんずかと。夜、暗くなると、何かもう本当に寂しい感じになってしまって、本当に町が冷え込んでいくような感じがしますと。後々どうなんですかという、そういう御意見があったんです。

それで私も昼間と夜と2回見に行つてまいりました。夜に行きますと、綱が張られて本当にしんとして寂しい状況なんです、人通りも少なくなってますし。そして何よりも心配されているのが、地震とか来たらどうなるんですかという心配もされているんですけども、この後々、どういう計画なのか、その点をお示しいただきたいと思えます。

岡田商工政策課長

今、達田委員のほうからは、旧の経済センタービル、これを今後どうするかについての御質問かと思いません。

旧経済センターにつきましては、耐震性を御指摘のとおり有してございません。老朽化も激しいということで、安全面、防犯面において、憂慮すべきであるということは、私どもも十分認識をしておるところでございます。当該建物につきましては、県も含めて、各経済団体のほうで区分所有という形で所有いたしておりまして、今後の扱いといいますか、どうするかにつきましては、現在、建物を主体的に管理されております徳島商工会議所、こちらのほうが中心になって検討を進めておるところでございます。ですから、県におきましても区分所有者の一員として、このような検討がスムーズに行われるよう、速やかに地域の安全・安心が図られますよう適切に対応してまいりたいと考えております。

達田委員

いつごろまでにどうできますよってというような、そういう地元の方に説明できるような状況ではないのでしょうか。

岡田商工政策課長

申し上げましたように、検討を進めておるところでございますので、今、具体的にいつまでというような形はまだ決まっておりません。

達田委員

御近所の皆さんは、やっぱりそういう思いを持っている方が多いと思うんです。ですから、耐震性の心配もされてるし、何か町が寂れてしまうような本当に以前と全然違うという、気持ちの上でも町が変わってしまったという思いをお持ちですし、そういう御近所の皆さんに、こうこういたしますという説明ができるように、検討されるのであれば早目にして報告をしていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。終わります。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました商工労働部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、商工労働部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第16号

以上で、商工労働部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（11時59分）